

# 求められる「ナレッジ型経済」への適応

大阪産業経済リサーチセンター

田中宏昌

## 高まる無形資産(知的資産)の重要性

世界の経済基盤の「プロダクト型経済」(商・製品の製造・販売を主体とする経済)から「ナレッジ型経済」(イノベーション、人材、アイデア等を主体とする経済)への重点移行に伴い、経済価値創出の源泉は有形資産ではなく、無形資産にシフトしている。

図1はS&P500における市場価値の構成要素を、物的及び財務的資産と、無形要因によって表される市場価値の割合比で示している。物的及び財務的資産の市場価値に占める割合は1975年の83%から2009年の19%まで低下し、無形要因によって表されている市場価値割合は増加している。

無形資産のうち知的財産(特許、ブランド等)、人材、技術、技能、組織力、経営理念、顧客等とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源を「知的資産」と呼び、知的資産の創造・活用の巧拙により企業

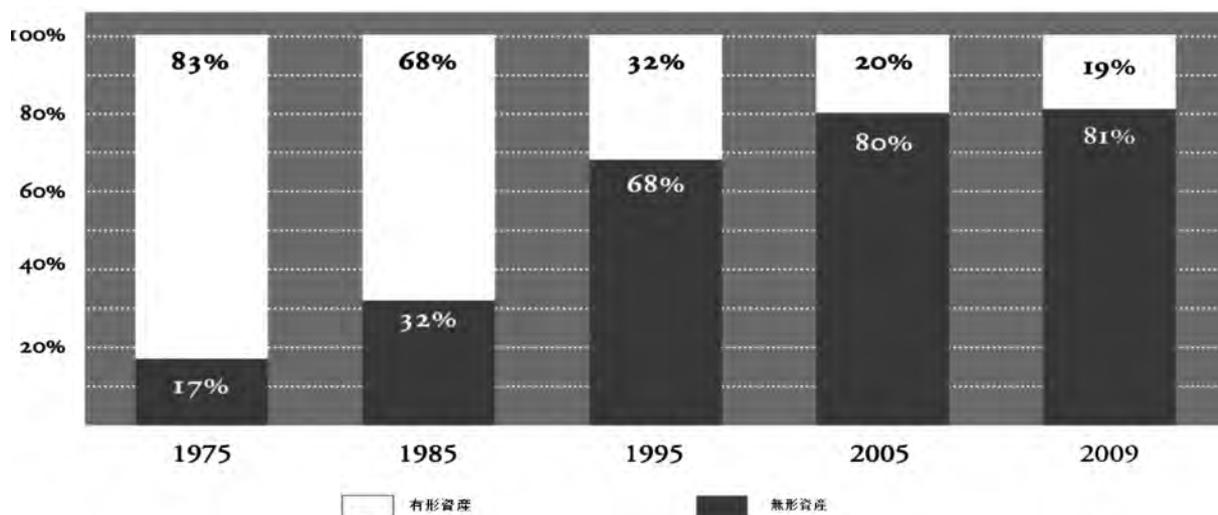
の優位性や競争力が浮沈する時代が到来している。わが国中小企業も例外ではない。

## 知的資産経営と事業性評価

世界経済基盤の変化や、それに伴う知的資産の重要性の高まりに対応すべく経済産業省において知的資産政策が積極的に推進されている。特に近年はファイナンスに資する知的資産の開示のあり方、その前提となる知的資産の価値測定のあり方が提示されている。

一方、金融庁もこの潮流に呼応している。これまでの財務偏重主義、担保・保証人主義から脱却し、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことを求めている。そして借り手企業の事業の内容や成長可能性などの評価に不可欠な視点が、実は知的資産なのである。

図表1 S&P500 市場価値の構成要素



(出所) IIRC (2011) ,p.4。

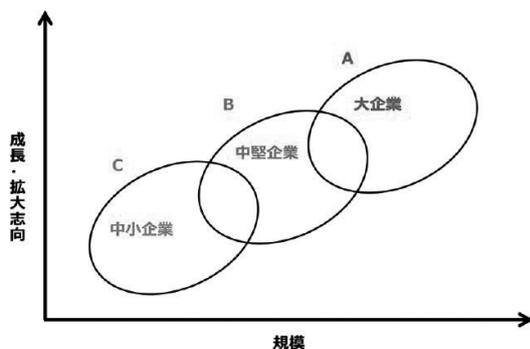
これまで金融機関は知的資産を「財務の付録」としか認識してこなかった。ところが現在、金融機関が事業性評価の名の下、知的資産をみることで「企業をより深く知ろう」としている。そして事業性評価を行い、それを融資に活用するために「知的資産を精緻に測定しよう」としているだけでなく伴走型支援を行って「企業の付加価値向上の支援」を行おうとしている。企業はこの機会を積極的に活用すべきである。ただしそのためには、今以上の知的資産の開示が求められる。

## 事業性評価に資する知的資産開示のあり方

経済産業省では企業を3群に分け、それぞれに適応した知的資産開示のあり方を提示している。

このうち、中堅企業や成長・拡大志向を有する中小企業（属性B）に対しては「統合報告書（企業の売り上げなどの財務情報と、環境や社会への配慮、知的資産から、ガバナンスや中長期的な経営戦略までを含む非財務情報を利害関係者に伝えるべくまとめられた報告書）による情報開示の拡充あるいは『財務・非財務の統合化報告（非上場企業版統合報告）』による情報開示が望ましい」としている。現在の知的資産経営報告書は財

図表2 知的資産経営報告開示の企業属性分布



（出所）帝国データバンク（2016）,p.82。

務と知的資産との紐付けは必要ないため、両者の関連性のなさがファイナンスへの役立ちを考えた際のネックであった。属性Bの企業群にはその課題を克服した、ファイナンスへの役立ちに資する開示が求められている。

## 結語

見えないものを可視化するには、様々な困難が伴う。しかし上述のとおりプロダクト型経済からナレッジ型経済への変化のもとで、見えないものが評価される比重が高まっている現在においては、見えないものを見せないまま、見えないものを見ないまま、放置すべきではない。時代に即した対応を企業も金融機関も、適応する必要がある。

## <参考文献>

IIRC（2011）“TOWARDS INTEGRATED REPORTING Communicating Value in the 21st Century”。

金融庁（2014）「地域金融機関による事業性評価について」。

金融庁（2014）「平成26事務年度金融行政方針」。

古賀智敏（2012）『知的資産の会計 改訂増補版』,千倉書房。

古賀智敏・榊原茂樹・與三野禎倫（2007）

『知的資産ファイナンスの探求』,中央経済社。

田中宏昌（2015）「知的資産経営推進の方向性－知的資産の史的展開を踏まえて－」,『産開研論集 第27号』,p25-35。

帝国データバンク（2016）「平成27年度中小企業知的財産金融促進事業（諸外国における知的資産経営の取組に関する調査研究）報告書」。

村本孜（2010）『リレーションシップバンキングと知的資産』,社団法人金融財政事情研究会。